

各位

会社名 :株式会社UKCホールディングス

(コード:3156 東証第一部)

代表者名:代表取締役社長 栗田 伸樹

問合せ先:常務執行役員

I R部部長 大澤 剛

(TEL: 03-3491-6575)

## 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、2017年7月31日付「第8期有価証券報告書の提出、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の 訂正、並びに平成29年3月期決算短信の提出、過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせ しました通り、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,800万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

- ・平成27年3月期有価証券報告書(平成27年6月26日提出)
- ・平成27年6月第1四半期報告書(平成27年8月10日提出)
- ・平成27年9月第2四半期報告書(平成27年11月9日提出)
- ・平成27年12月第3四半期報告書(平成28年2月8日提出)
- ・平成28年3月期有価証券報告書(平成28年6月29日提出)
- ・平成28年9月第2四半期報告書(平成28年11月7日提出)
- ・平成28年12月第3四半期報告書(平成29年2月6日提出)

当社は、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討いたしますが、特段の事情がない限り事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針であり、決定次第改めてお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを改めて衷心より深くお詫び申しあげます。

以上